

人権チェックリスト



平成27年
8月号

7月～8月は和歌山県夏の子どもを守る運動月間です

子どもの「いじめのサイン」に気づいたことはありませんか？

いじめとは

いじめとは、相手の体を殴るなど身体的に苦痛を与える行為や、悪口を言う、無視をするなど相手が嫌がることをして精神的に苦痛を与える行為のことを言い、インターネットを通じて行われるものを含みます。

平成25年度の文部科学省の調査によると、「いじめられた児童生徒の相談の状況」で、約10人に1人が「誰にも相談していない」と回答しており、一人で思い悩んでいる子どもが少なくありません。

チェック

いじめの早期発見につなげるためには、子どものちょっとした変化に気づくことが大切です。また、子どもがいじめにあっているかもしれないと思った時は、家族だけで問題を抱え込まずに相談しましょう。

<相談窓口>

和歌山県教育センター学びの丘 『いじめ相談専用電話』

Tel. 073 (422) 9961 (24時間対応)

和歌山県警察本部少年課 少年サポートセンター 『ヤングテレホン・いじめ110番』

Tel. 073 (425) 7867 (月～金) 9:00～17:45 (夜間及び土日祝日は当直で対応)

【いじめのサイン発見シート（一部抜粋）】

- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- 携帯電話やメールの着信音におびえる。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。

※詳しくは、政府広報オンライン「いじめのサイン発見シート」をご参照ください。

(<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/sheet.html>)

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

